

～石油 / 石化企業の皆様、是非ご一読ください。～

“海上災害セーフティサービス(MDSS)”のご提案

“CSR”「企業の社会的責任」への取り組みが注目される時代だから・・・!

危険 / 有害物質による海洋汚染に関する国際条約(OPRC-HNS議定書)の発効に備えて、平成18年6月、国会にて改正海防法が全会一致で可決成立しました。これにより、新たに石油 / 石化企業等の皆様に対して、ガソリン・灯油などの揮発油やベンゼン・キシレンなどの有害液体物質(以下「HNS」という。)の海洋への排出について、防除措置義務及び協力義務並びに、HNS保管施設等には、有害液体汚染防止緊急措置手引書の備置きが義務付けられることになりました。

海上災害防止センターは、HNSに係る性状・防除方法等について総合的な知識、経験等を有する防災機関として、HNSを取り扱う事業者の皆様へ、次のようなサービスを提供したいと考えておりますので、是非ご一読ください。

〈改正海防法の概要〉

現 行

物 質：重油等蒸発しにくい油(特定油)
対 象 者：船舶所有者、陸上施設の設置者等
措置内容：防除措置の実施、防除資機材等の確保等の義務付け

改正後(新規追加)

物 質：揮発油及びキシレン等の有害液体物質(HNS)
対 象 者：船舶所有者、陸上施設の設置者等
措置内容：防除措置義務及び協力義務、HNS手引書の備置き義務
海上保安庁長官による措置命令
(危険物の排出があった場合 / 火災が発生した場合の措置)

平成19年4月～:500kl以上のHNS保管施設 / 150t以上のHNS
タンカー係留施設の設置者等にHNS手引書備置きが義務化

POINT 1

センターによる海上災害セーフティサービス(MDSS)の概要

石油 / 石化企業の皆様に対し、HNSの海上汚染事故の際に、適時適確な防除活動を皆様と協力して実施します。また、平時には、各種情報提供サービスを展開しています。

POINT 2

期待できる効果

有事には、海上災害防止センターが、海域のガス検知、防除作業等を適時適確に実施するなどの事故対応活動を提供します。
(防除措置に必要な資機材 / 要員をセンターが準備)

法令遵守の実現、
企業の社会的責任の遂行

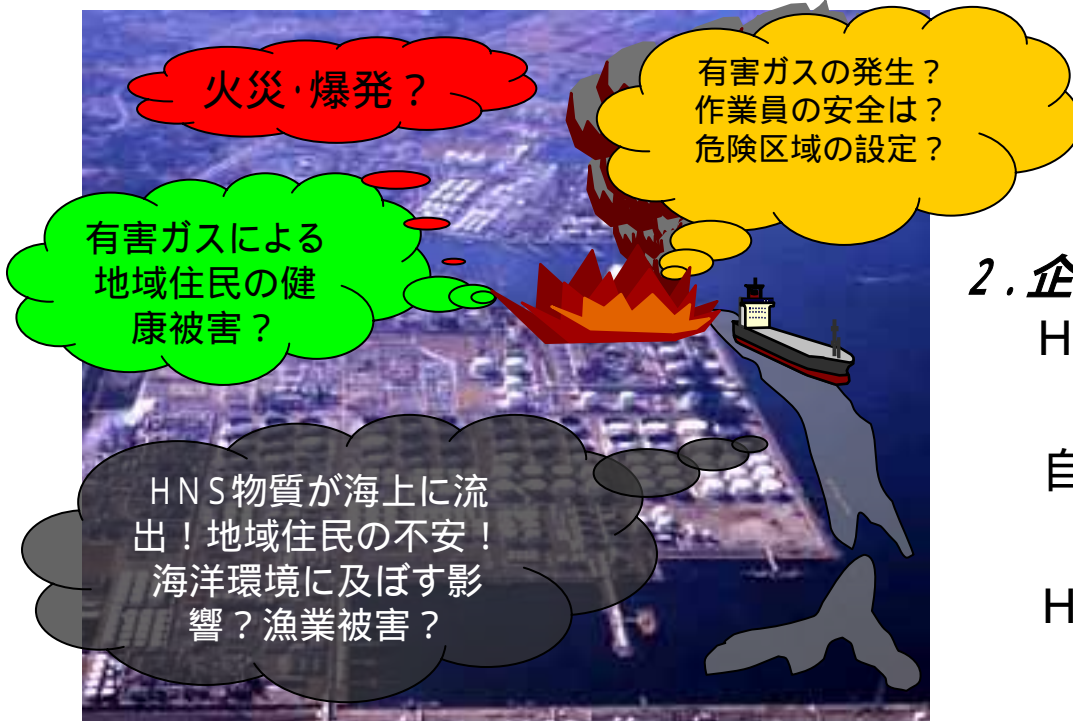
平時には、大気拡散予測 / HNS海上流出事故対応データベースや教育訓練資料、技術情報などを提供します。
(契約後の“アクセスキー”で自由にアクセス可能!)

防災・減災意識の向上
危機管理体制の強化

料金については別途料金表をご確認ください。港湾によっては提供できない場合もありますので、当センター防災部業務課まで事前にご連絡ください。

～ HNS 汚染事故への備えはMDPCへ～

1. 石油・石化事業所での汚染事故が発生したら？



2. 企業は何がどうなるのか？

HNSタンカーの棧橋での事故

協力義務が発生する **社会的責任**

自社棧橋などからHNSを排出した事故

防除措置義務 **法令遵守**

HNS緊急措置手引書の備置(19.4.1)

具体的防除方法の記述

各社で相違 資機材保有していない。

3. センターの石油・石化企業向け業務概要

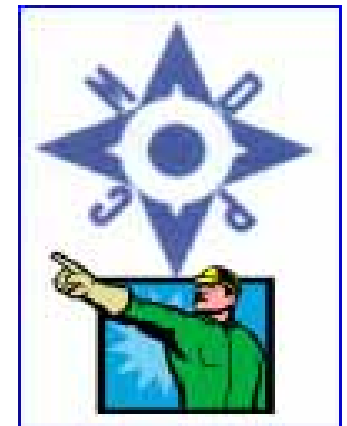
HNS手引書参考資料を提供 / 作成支援します。

契約いただいた皆様には、個別に防除方法をアドバイスします。

防除方法を実現するための資機材・体制を提供します。

平時は、事故対応データベースに自由にアクセスできます。

有事は、現場に急行して必要な措置を適時適確に実施します。



～「海上災害セーフティサービス(MDSS)」の内容～

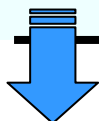
必要性！

石油 / 石化事業者として

防除措置義務はあるが、資機材がないので、手引書に具体的措置内容を記載できない。

事故が発生した場合に、企業としての社会的責任が果たせない。

個別企業との契約及び関係地区の排防協等とも協定を締結



平常時

- ・HNS手引書の作成支援 / データ提供
- ・ITを活用した、油/HNS防除、ターミナル火災等に関する技術的情報の提供 / 訓練支援

～海上災害防止センターと事前契約締結～



発災時

センターが契約防災措置実施者と連携して、海上に流出したHNS物質に対して危険区域設定、蒸発抑制、固化、回収など適時適確な防除措置を行います。(措置費用については別スキーム)

第一段階: 初期対応

1番船: 要請後直ちに現場に急行

(ガス検知、海水サンプリング・調査)

- ・現場作業の安全確保
- ・陸上防災隊への連携

初動の情報を御社へ

適切な広報の実現



発災時の具体的対応

- ・脆弱施設等の保護 / 流出物の拡散防止
- ・有害 / 可燃性ガスの蒸発抑止、固化
- ・海上火災時の措置
- ・浮遊 / 固化物の回収処分等

第二段階: 有効な防除措置の実施

2番船: 防除に必要な資機材を搭載し現場へ

